平成２３年（フ）第１３３号
秋田市川元むつみ町７番17号
債務者　小西由紀子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佑輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市青山西２丁目22―23　第二青山ハイツＢ３―302号室、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津845番地の８
債務者　木内　　暖
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５６号
兵庫県姫路市御国野町御着1148番地　シエル・リビエール201号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１　ネオハイツ姫路1409号
債務者　清瀬　和徳
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５３６号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目65番１―13号
債務者　石田勝太郎
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１８号
函館市高盛町１番19号
債務者　木村　泰之
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５２号
函館市大縄町７番２号
債務者　高松　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
函館市美原２丁目１番８―205号
債務者　工藤　節子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町１番地１
債務者　狩野　貴志
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第８４号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富2095番地１
債務者　岩間　真司
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
岐阜県大垣市浅草３丁目30番地３　エトワール浅草Ｂ棟105号室
債務者　吉田　昌司
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
和歌山県田辺市稲成町55番地
債務者　酒井　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３３９８号
大阪府守口市馬場町３丁目６－１　ラーナ23―203号室、住民票上の住所大阪府守口市馬場町３丁目５番12号
債務者　内田　義則
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５８号
大阪府八尾市東久宝寺２丁目７番33号、住民票上の住所大阪府八尾市田井中２丁目104番地　サンハイツ103号
債務者　今針山智士
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７１号
大阪市西区新町１丁目22番19―902号
債務者　櫻井　　崇
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７７号
大阪府高槻市富田町６丁目２番35―316号
債務者　石井　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１３号
大阪府豊中市服部豊町２丁目３番23―303号、住民票上の住所大阪府豊中市服部西町４丁目３番６号
債務者　前田　隆太
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５６号
大阪府豊中市上津島２丁目14番24号、住民票上の住所大阪府守口市大日町３丁目28番８号
債務者　茂在　敏夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部